

福津市国民保護計画 避難実施要領パターン

令和8年 月

目次

1 避難実施要領の策定にあたって	1
(1) 避難実施要領とは	1
(2) 避難実施要領の様式	1
2 避難実施要領パターン	2
(1) 弾道ミサイル攻撃	5
(2) 航空攻撃	14
(3) ゲリラ・特殊部隊による攻撃	17
(4) 着上陸侵攻	22
3 様式集	30
例1 屋内避難における避難実施要領の様式例	30
例2 市域避難及び市域外避難における避難実施要領の様式例	31
例3 最小限の項目に限った避難実施要領の様式例	34

実際に国民保護事案が発生し、避難実施要領を作成する場合には、ここで定めた避難実施要領パターンを参考に、県から示された避難指示の内容や、実際の状況に応じ、記載内容を柔軟に変更する。

1 避難実施要領の作成にあたって

国民の保護に関する基本指針（平成17年3月25日閣議決定）（抜粋）

・ 市町村は、関係機関（教育委員会など当該市町村の各執行機関、消防機関、都道府県、都道府県警察、海上保安庁、自衛隊等）と緊密な意見交換をおこないつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成しておくよう努めるものとする。

（1）避難実施要領とは

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下、国民保護法）では、都道府県知事が避難の指示を行ったときは、市町村長は直ちに避難実施要領を定めて、その定めるところにより避難住民を誘導することとされている。

避難実施要領は、避難の実施に関する事項を住民に示すとともに、活動にあたる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものである。

緊急の場合には、時間的な余裕がないことから事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものとすることも考えられる。

（2）避難実施要領の様式

避難実施要領の様式（基準）として、様式例を「3 様式例」のとおり定めておく。対処事態の特有性等も考慮し、様式についてはこの限りではない。

屋内避難、市域内避難・市域外避難の様式例に加えて、事態発生時に作成に時間的余裕ないと際は、避難実施要領に最小限の事項のみを記載することが考えられるため、最小限の項目に限った避難実施要領の様式例も示しておく。

2 避難実施要領パターン

武力攻撃事態等が発生した場合、速やかに住民を避難させる必要があるが、事態発生後に避難実施要領を一から作成することは、困難なことと考えられる。

この避難実施要領パターンは、福津市国民保護計画第2編第2章第2節「避難実施要領にパターンの作成」において、あらかじめ事態の態様に応じて、複数の避難実施要領パターンを作成することとされていることに基づき作成する。

パターン作成にあたり、事案の特徴や留意点等について記載する。（消防庁：『避難実施要領のパターン』作成の手引き（平成23年10月）及び「避難実施要領のパターン事例集」（令和3年6月）より引用）

(1) 弾道ミサイル攻撃

ア 事案の特徴

発射に兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、きわめて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相や対応が大きく異なる。

通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は極限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

イ 留意点

弾道ミサイルは発射後比較的短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や、消火活動が中心となる。

屋内避難を行わせる際には、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難させるものとする。

弾道ミサイルによる攻撃については、着弾前と着弾後では状況が異なるため、想定される避難行動にも差異が生じると考えられる。

なお、着弾後の避難形態については、屋内避難と、域内・域外避難が混在すると考えられるが、弾道ミサイル攻撃については、着弾時における爆風からの被害等を回避するため近傍の堅ろうな建築物等への避難が中心となると考えられる。

弾道ミサイルの着弾前については、内閣官房国民保護ポータルサイトに掲載の「弾道ミサイル落下時の行動について」において具体的な避難行動が示されており、弾道ミサイル落下時に住民が取るべき行動について記載されている。

弾道ミサイル 飛来時の行動について

弾道ミサイルは、発射からわずか10分もしないうちに到達する可能性があります。

弾道ミサイルが着弾した場合、激しい爆風や破片などにより、身体へ大きな被害を受ける可能性があります。

弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合は、Jアラートを通じて屋外スピーカーや携帯電話の緊急速報メール等によりメッセージを流します。

メッセージが流れたら直ちに以下の行動をとってください

弾道ミサイルが上空を通過した場合など避難行動をとる必要がなくなった場合は、避難の呼びかけを解除します。

屋外にいる場合 爆風や破片などを避ける

近くの建物の中
または地下へ
緊急一時避難施設*をはじめ、コンクリート造り等の頑丈な建物や地下街、地下駅舎等の地下施設へ避難することが望ましいですが、それ以外でも構いません。

近くに建物がない場合は
物陰に身を隠す
または地面に伏せ
頭部を守る

屋内にいる場合 爆風で割れた窓ガラスなどを避ける

その場で安全を確保し
窓から離れる
または窓がない部屋へ

詳しくは、内閣官房国民保護ポータルサイトへ

国民保護 検索

*緊急一時避難施設：弾道ミサイル攻撃による爆風等からの被害を軽減するための一時的な避難に活用する拠点から避難誘導等を行う施設。

弾道ミサイル落下時の行動について（内閣官房国民保護ポータルサイトより引用）

避難実施要領

福津市長
7月Y日9時00分現在

屋内避難

1 都道府県からの避難の指示の内容

国の対策本部長は、国民保護法に基づき、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った。要避難地域内の住民は建物に避難するとともに、安全が確認されるまでの間、そのまま屋内避難を継続すること。防災行政無線、テレビ、ラジオ等からの情報収集に努める。

2 事態の状況、関係機関の措置

2-1 事態の状況

発生時期	令和 Z 年 7 月 Y 日 8 : 0 0
発生場所	—
実行の主体	X 国
事案の概要と被害状況	弾道ミサイルの発射準備が認められる。
今後の予測・影響と措置	実際に弾道ミサイルが発射されたときに迅速に対応できるよう、市民に対して、警報の発令に関する情報に注意を促すとともに、市民のとるべき行動について周知する。
気象の状況	天候：曇り 気温 30℃ 風向 北西 風速 3 m/s

2-2 避難住民の誘導の概要

要避難地域	市全体
避難先と避難誘導の方針	知事の避難指示を踏まえた対処を基本とし、弾道ミサイル発射前には、それぞれ市民のいる場所の直近の堅牢な建物、建物の地階等（以下「堅牢な建物等」という。）の屋内への避難、屋内の窓から離れた部屋に移動することを原則とする。
避難開始日時	—
避難完了予定日時	—

2-3 関係機関の措置等

措置の概要	事態に備え、関係機関との連絡調整を図る。
連絡調整先	宗像消防本部（消防総務課）：0940-36-2872 宗像警察署：0940-36-0110 陸上自衛隊飯塚駐屯地第2施設群：0948-22-7651(432)

3 事態の特性で留意すべき事項

- 1 自力での歩行が困難な者や日本語の理解が不十分な外国人については、付近にある者が避難に関して援助を行うとともに、必要に応じ、災害時要配慮者支援の例によって避難させる。
- 2 担当職員等は、屋外にいる者が堅牢な建物等に速やかに避難が行えるように配慮する。
- 3 市民以外の滞在者についても、屋内への避難誘導について、観光施設・大規模

集客施設・店舗等に対して協力を依頼する。

4 住民の行動（基本事項）

屋内避難の指示を受けた場合の対応

屋内にいる場合

- (1) 非常持ち出し品を準備するとともに、テレビ、ラジオ等を活用し、情報の収集に努める。
- (2) 屋内の環境は、空調及び換気扇を停止し、必要に応じテープで目張りするなど外気を遮断する。
- (3) 現在の場所から別の場所へ避難するときは、施錠等を行う。
- (4) 出火防止対策を行う。
- (5) 危険動物の逸走対策を行う。
- (6) その他必要と認められる事項

屋内にいない場合

- (1) 徒歩を基本とし、避難のために屋外にいる時間を最小限にとどめる。
- (2) 車両内に在る者は、可能な限り、車両を道路外の場所に駐車し、やむを得ず道路上に駐車するときは、道路の左端に沿ってキーを付けたまま駐車するなど、緊急車の通行に妨げとならない方法とする。
- (3) 原則として、直近の建物等への避難を行うが、屋内への避難が困難な時は、遮へい物の物陰にとどまるか、地面に伏せて頭部を守る行動をとる。
- (4) 周辺で着弾音等不審な音を聞知したときは、当該現場から離れるとともに、市、消防機関又は県警察に連絡する。

5 情報伝達

避難実施要領の住民への伝達方法

担当職員等は、市民に対し、防災行政無線、防災行政情報メール、IP音声告知端末、広報車による伝達や消防団、自主防災組織等を通じた伝達など、あらゆる方法により、警報及び堅牢な建物等の屋内への避難が必要である旨を周知する。

実際に弾道ミサイルが発射され、本市の区域が着弾予想地点に含まれる場合は、J-ALERTシステムにより、最大音量でのサイレン吹鳴が実行される。

避難実施要領の伝達先

伝達先一覧表による。

6 緊急時の連絡先

福津市
国民保護対策本部

電話：0940-43-8107
FAX：0940-43-3168
e-mail: anzen@city.fukutsu.lg.jp

※NBC弾着弾後の避難要領（例）

避難実施要領	
市長 7月Y日9時00分現在	
市町村域内避難 及び 市町村域外避難（NBC弾着弾後）	
1 都道府県からの避難の指示の内容	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	Z年7月Y日9:10
発生場所	福津市〇〇付近
実行の主体	X国
事案の概要と被害状況	福津市内にミサイル落下。NBC弾の可能性有。人的・物的被害について調査中。
今後の予測・影響と措置	弾頭の種類に応じて人員除染、地域除染実施。
気象の状況	天候：曇り 気温 31℃ 風向 南西 風速 5m/s
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	〇〇地区
避難先と避難誘導の方針	<p>爆心地に近い要避難地域の福津市〇〇地区及び〇〇地区内の住民約〇〇人に対して直ちに周辺地域から離れ、本日12:00を目途にふくとぴあ・中央公民館・カメラアホール・福間会館・福間中学校へ一時避難させる。</p> <p>更に、着弾地点の風下となり要避難地域に該当する福津市〇〇区、〇〇区内の住民約〇〇人に対して、本日13:00を目途に福津市立図書館、福間南小学校、宮司コミュニティーセンターに一時避難させる。</p> <p>必要に応じ、本日15:00以降、借り上げ車両等により、市域の津屋崎中学校などの大規模避難所または避難受け入れ先である〇〇市へ移動させる。要避難地域以外の地域も、不要不急の外出を避け、努めて屋内退避を継続。</p>
避難開始日時	7月Y日11:00
避難完了予定日時	—
2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	<p>市対策本部は、現場における事態の状況の変化に迅速に対応できるよう県警察、消防機関、自衛隊等とともにミサイル落下地点の風上地点に、現地調整所を設け、担当職員を派遣し、現地における調整に当たる。</p> <p>その近傍地域に除染所を開設中。消防が消防警戒区域の設定、救助、検知、除染準備を実施中。警察が交通規制、検知、除染準備を実施中。自衛隊に災害派遣要請し、除染準備中。その他、県内消防、緊急消防援助隊に派遣要請を実施。市対策本部は、NBC災害への対応能力を有する専門医やDMAT（災害派遣医療チーム）等の避難所における医療救護活動について県と調整を行う。</p>

	避難所における重度の患者等を搬送するための輸送手段の調整を行うとともに、受け入れ先となる医療機関について、災害医療機関ネットワークを活用するなど、県と専門医療機関への受入れの調整を行う。
連絡調整先	<p>本避難実施要領は、市対策本部から各部等、県、消防機関、県警察、自衛隊及び国公私等の団体等関係機関に伝達する。</p> <p>県対策本部：市職員を2名派遣 現地調整所：市職員を2名派遣 ※国の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため担当職員等を派遣</p> <p>その他関係機関：宗像消防本部（消防総務課）： 0940-36-2872 宗像警察署：0940-36-0110 陸上自衛隊飯塚駐屯地第2施設群：0948-22-7651(432)</p> <p>※状況が変化した場合等、関係部署間等において緊急に連絡を取る必要が生じたときは、別に示す連絡表の活用を図る。</p>

3 事態等の特性で留意すべき事項

事態の特性 (除染の必要性等)	<p>弾種、化学弾であれば化学剤の種類（一時性、持久性）によって対応が異なる。地域除染が必要になった場合、屋内避難が数日にわたる可能性有。</p> <p>要避難地域の住民の状況把握が困難。</p> <p>化学剤の種類によっては、要避難地域での消防団等の活動は困難。</p>
地域の特性	<p>地域の結びつきが強く行政区単位の行動が期待できる。また、要支援者の避難には、町内と連携して介助者を派遣して避難する。</p>
時期による特性	<p>大気の状態が不安定になり、突発的な大雨が発生する可能性有。</p>

4 避難者数（単位：人）

地区名	〇〇	〇〇		合計
避難者数（計）				
うち要援護者数				
うち外国人等の数				

5 避難施設

5-1 避難施設				
避難先地域	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
避難施設名	ふくとぴあ	中央公民館	カメラリアホール	福間会館
所在地	手光南 2-1-1	手光 2222	津屋崎 1-7-2	中央 5-3-7
収容可能人数（人）	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇

連絡先（電話等）				
連絡担当者				
その他の留意事項等				
避難先地域	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
避難施設名	福間中学校	市立図書館	福間南小学校	宮司コミセン
所在地	花見ヶ丘 2-10-1	中央 1-1-2	日蒔野 4-11-2	宮司浜 2-15-1
収容可能人数（人）				
連絡先（電話等）				
連絡担当者				
その他の留意事項等				
5-2 一時集合場所				
一時集合場所名	—			
所在地	—			
連絡先（電話等）	—			
連絡担当者	—			
その他の留意事項等	—			
6 避難手段				
輸送手段	鉄道 ・ <u>バス</u> ・ 船舶 ・ 徒歩 ・ その他（要支援者の用の車）			
輸送手段の詳細	種類（車種等）			
	台数			
	輸送可能人数			
	連絡先			
輸送力の配分の考え方				
その他輸送手段	要支援者	自力歩行が困難な要支援者等に対しては、避難施設まで市の保有車両による搬送を行う。		
	その他（入院患者等）	市内の病院及び隣接市の病院と調整し、救急車・ドクターヘリによる搬送を行う。		
7 避難経路				
避難に使用する経路		主要な避難経路は、「県道〇〇号」		
交通規制	実施者の確認	宗像警察署		
	規制にあたる人数	20人程度		
	規制場所	住民等を速やかに避難させる必要があるため、警察では主要な道路のうち、別紙に示す区間で交通規制を行う。		
警備体制	実施者の確認	宗像警察署		
	規制にあたる人数	10人程度		
	規制場所	交通規制を行った付近で警備を行う。		
8 避難誘導方法				

8-1 避難（輸送）方法					
地区					
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位				
	輸送手段				
	避難先				
	集合時間				
	その他（誘導責任者等）				
避難施設への避難方法	誘導の実施単位				
	輸送手段	徒歩	→		
	避難経路				
	避難先	ふくとぴあ 中央公民館 カメリアホール 福間会館 福間中	市立図書館 福間南小 宮司コミセン		
	避難完了予定日時	7月Y日 12:00	7月Y日 13:00		
	その他（誘導責任者等）	—	—		
要援護者等の避難方法	誘導の実施単位	個別に対応			
	要援護者への支援事項	身体状況に応じ個別に対応			
	輸送手段	市保有車両 介護事業者へ依頼			
	避難経路				
	避難先	ふくとぴあ 市内医療機関			
	避難開始日時	7月Y日 11:00			
	避難完了予定日時	7月Y日 15:00			
	8-2 職員の配置方法				
<p>(1) 市対策本部は、避難住民の誘導の指揮を行う。</p> <p>(2) 派遣する職員は別に定める。</p> <p>(3) 避難誘導員の配置については、次に示す通り、避難経路の要所に担当職員等を避難誘導員として配置するとともに、連絡所を設置するなど、円滑な避難誘導の実施に努める。この場合において、連絡所には、必要に応じ救護所を設け、負傷者や体調不良者等への対応を行う。</p>					

また、避難誘導員は、現地調整所との避難の開始時及び終了時に必要な連絡を行い、現地調整所は、市対策本部との連絡を行う。	
配置場所	主要な交差点
人数	避難場所にはそれぞれ5名を配置する。 主要な交差点にはそれぞれ1名を配置する。 ※配置図に職員名と閃絡先を記載する。
現地調整所	連絡要員を2名配置。
8-3 残留者の確認方法	
確認者	市職員・消防職員・消防団員（各地区10名：誘導に当たらない職員から割り当て）
時期	7月Y日13：00から開始
場所	〇〇区、〇〇区
方法	広報車及び防災行政無線による呼びかけ、戸別訪問
措置	残留者に対し避難するよう説得するとともに、残留の状況について把握しておく。
終了予定日時	7月Y日 15：00までに終了
8-4 避難誘導時の食糧の支援・提供方法	
食事時期	—（徒歩避難時は提供せずに、避難施設にて提供）
食事場所	—
提供する食事の種類	—
実施担当部署	—
8-5 追加情報の伝達方法	
9 避難時の留意事項（主に住民）	
自宅から避難する場合の留意事項	
基本事項	
（1） 避難時は、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証など身分を証明するもの、最小限の着替えや日用品、非常持ち出し品等を携行するものとする。	
（2） 出火防止対策を行い、施錠等を行う。	
（3） 隣近所に声を掛け合い相互に助け合って避難する。	
事態の特性	
（1） 避難の際には、風下方向を避けるとともに、皮膚の露出を極力控えるため、手袋、帽子、ゴーグル、雨ガッパ等の着用、マスクや折りたたんだハンカチ等を口及び鼻に当てさせること。	
（2） 車両内に在る者は、可能な限り、車両を道路外に駐車し、やむを得ず道路上に駐車する場合は、道路の左端に沿ってキーを付けたまま駐車するなど、緊急車の通行の妨げとならない方法とする。	
時期の特性	
降雨も予想されることから、着替えや雨合羽の準備が必要である。	
避難場所での対応	

<p>(1) 避難場所に到着した場合は、郷づくり推進協議会の長、自治会長等のもとに集合する。</p>	
<p>(2) 汚染の恐れがある者については、自ら申告させるよう努める。この場合において、申告者は、汚染の有無について検査を実施し、体調の変調に注意するよう呼びかけるとともに、体調の悪化を確認した時は専門医やDMAT（災害派遣医療チーム）等の協力を得て病院等に移送する。</p>	
<p>10 誘導に際しての留意事項（職員）</p>	
<p>ア 避難誘導員は、冷静沈着に毅然たる態度を保つこと。</p> <p>イ 特殊標章等を携帯すること。</p> <p>ウ 災害用被服や腕章等により、避難誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解と協力を求めること。</p> <p>エ 避難誘導員は、正確な情報提供を行い、無用な混乱の防止を図るとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。</p> <p>オ 避難誘導の際には、風下方向を避けるとともに、皮膚の露出を極力控えるため、手袋、帽子、ゴーグル、雨合羽等の着用、マスクや折りたたんだハンカチ等を口及び鼻に当てさせること。</p>	
<p>11 情報伝達</p>	
<p>避難実施要領の住民への伝達方法</p>	<p>(1) 担当職員は、広報車による伝達等あらゆる手段で活用し、要避難地域の住民全般に避難実施要領の内容も伝達する。この場合において、爆心地が特に近接する西福間5区の住民への伝達には、防護服を装備した者が伝達する。</p> <p>(2) 担当職員等は、避難実施要領について、要避難地域内に在る町内会長、自主防災会長等に情報を伝達し、住民への周知を依頼する。</p> <p>(3) 担当職員等は、民生委員、児童委員、障がい者団体、自主防災組織等と連携し、要配慮者への伝達を行う。</p> <p>(4) 担当職員等は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容について情報提供する</p>
<p>避難実施要領の伝達先</p>	<p>伝達先一覧表による</p>
<p>職員間の連絡手段</p>	<p>別添電話番号表一覧による</p>
<p>12 緊急時の連絡先</p>	
<p>福津市 国民保護対策本部</p>	<p>電話：0940-43-8107 FAX：0940-43-3168 e-mail: anzen@city.fukutsu.lg.jp</p>

(2) 航空攻撃

ア 事案の特徴

弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。

航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。

なお、航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。

通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

イ 留意点

攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標値を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。

「航空攻撃」については、「弾道ミサイル攻撃」における対処と類似の事態と考えられ、航空機による攻撃についても、事案の発生前（攻撃による被害が発生する前）と事案の発生後（攻撃による被害が発生した後）で対応が異なると考えられる。

避難実施要領

福津市長
7月Y日9時00分現在

屋内避難

1 県からの避難の指示の内容

国の対策本部長は、国民保護法に基づき、X国からの航空機が福津市方向へ飛来予測との警報を発令。攻撃目標が判断できないことから、周囲の安全が確保できるまでは屋内避難を行うこと。

2 事態の状況、関係機関の措置

2-1 事態の状況

発生時期	令和 Z 年 7 月 Y 日 8 : 0 0
発生場所	—
実行の主体	X 国
事案の概要と被害状況	爆撃機及び戦闘機が飛来の可能性。 本市が攻撃目標となっているかは不明。 投下物に関する情報もなし。
今後の予測・影響と措置	X 国航空機が本市上空又はその付近を通過した場合、爆発物等の投下が予想される。 攻撃目標が確認できないことから、市域全体で屋内避難を実施。 市民に対し、とるべき行動について周知をするとともに、今後の警報の発令に関する情報に注意を促す。
気象の状況	天候：曇り 気温 30 °C 風向 北西 風速 3 m/s

2-2 避難住民の誘導の概要

要避難地域	〇〇
避難先と避難誘導の方針	堅牢な建物等へ屋内避難。屋内に避難できない場合は、構造物に身を隠すか、なるべく姿勢を低くして対応。
避難開始日時	飛来予測時刻が事前に判明していれば、1時間前より屋内避難指示を行う。 飛来予定時刻が不明の場合、その情報が入り次第、可及的速やかに情報を市民に対し発出。
避難完了予定日時	県知事から避難の指示が解除されるまで屋内避難を継続。

2-3 関係機関の措置等

措置の概要	危機管理課：同報系防災行政無線、あんしんメール等を通じて、屋内避難を指示。また経過情報の伝達。 警察、自衛隊への本部設置連絡と投下物の対応準備依頼。 人事秘書課：ホームページ及びSNSによる情報提供。 消防：投下物による火災及び救急事案への対応準備。
-------	--

	各施設管理者：利用者の避難行動の誘導。 警察及び自衛隊：投下物の対応準備。
連絡調整先	宗像消防本部（消防総務課）：0940-36-2872 宗像警察署：0940-36-0110 陸上自衛隊飯塚駐屯地第2施設群：0948-22-7651(432)
3 事態の特性で留意すべき事項	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃目標地を限定せずに屋内への避難を市域全域でとる必要がある。 ・ 自力での歩行が困難な者や観光客、日本語の理解が不十分な外国人については、付近にいる者が避難に関して援助を行うとともに、必要に応じ、災害時要配慮者支援の例によって避難させる。 ・ 屋外にいる者が堅ろうな建物等に速やかに避難が行えるように配慮する。 ・ 屋内への避難誘導について、観光施設・大規模集客施設・店舗等に対して協力を依頼する。 	
4 住民の行動（基本事項）	
屋内避難の指示を受けた場合の対応	
屋内にいる場合	
<ul style="list-style-type: none"> (1) ドアや窓を全て閉め、空調及び換気扇を停止し、外気からできるだけ遮断されるようにする。 (2) 非常持ち出し品を準備するとともに、防災行政無線、テレビ、ラジオ等からの情報収集に努める。 (3) その他必要と思われる事項 	
屋内にいない場合	
<ul style="list-style-type: none"> (1) できる限り近隣の堅牢な建物等に避難する。 (2) 車両内に在る者は、可能な限り、車両を道路外の場所に駐車し、やむを得ず道路上に駐車するときは、道路の左端に沿ってキーを付けたまま駐車するなど、緊急車の通行に妨げとならない方法とする。 (3) 原則として、直近の建物等への避難を行うが、屋内への避難が困難な時は、遮へい物の物陰にとどまるか、地面に伏せて頭部を守る行動をとる。 (4) 周辺で着弾音等不審な音を聞知したときは、当該現場から離れるとともに、市、消防機関又は県警察に連絡する。 	
5 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	防災行政無線、防災行政情報メール配信サービス、SNS、ホームページ
避難実施要領の伝達先	市内全域
6 緊急時の連絡先	
福津市 国民保護対策本部	電話：0940-43-8107 FAX：0940-43-3168 e-mail: anzen@city.fukutsu.lg.jp

(3) ゲリラや特殊部隊による攻撃

ア 事案の特徴

警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動も秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。

少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃の目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば原子力事業所が攻撃された場合には、被害の範囲が拡大するおそれがある。また、汚い爆弾（以下「ダーティーボム」という。）が使用される場合がある。

イ 着意点

ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、市町村（消防機関を含む。）と都道府県、都道府県警察、海上保安庁及び自衛隊が連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、都道府県知事の緊急通報の発令、市町村長又は都道府県知事の退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要である。

避難実施要領

福津市長
7月Y日9時00分現在

市域内避難

1 都道府県からの避難の指示の内容

国の対策本部長は、国民保護法に基づき、X国から船舶と思われるものが福津市方向（勝浦地区）へ航行との警報を発令。付近の住民に対し、市域内避難の指示及び自衛隊・警察の治安部隊を投入し、被害の極限を企図。

2 事態の状況、関係機関の措置

2-1 事態の状況

発生時期	Z年7月Y日8:00
発生場所	福津市〇〇
実行の主体	船舶に記載の文字や搭載品の傾向から、X国の武装工作員であることが高いとの情報。 福岡都市圏における政治経済中枢・インフラ施設への攻撃を企図し、上陸を試みている可能性。 〇〇地区付近に上陸後、福岡方面・北九州方面のどちらに展開するかは不明。
事案の概要と被害状況	海上保安庁により洋上にて拘束された、同じ動きをしていた他の船舶の乗組員による供述によると、都市圏での影響が大きい目標に対し爆破を計画していることが判明。 被害は現在のところなし
今後の予測・影響と措置	〇〇地区に治安維持部隊が投入されることから、近隣住民の早期避難を福津市として計画。 数日間は避難施設にとどまることが考えられる。
気象の状況	天候：晴れ 気温33℃ 風向西 風速3m/s

2-2 避難住民の誘導の概要

要避難地域	〇〇地区（約〇〇〇人）
避難先と避難誘導の方針	要避難地域の住民を、ふくとびあ、カメラアホール、宮司コミュニティセンター、中央公民館に避難させる。
避難開始日時	避難指示発令後速やかに
避難完了予定日時	7月Y日午後15:00

2-3 関係機関の措置等

措置の概要	警察：道路封鎖等の交通規制、避難車両の誘導、住民避難後の社会秩序の維持 自衛隊：〇〇地区及び同周辺地域を警戒
連絡調整先	国民保護計画記載のとおり

3 事態等の特性で留意すべき事項

事態の特性 （除染の必要性等）	上陸した武力工作員が潜伏・攻撃するおそれがあることから、要避難地域内の避難誘導にあたっては、警察及び自衛隊と連携して安全を確保しながら実施すること。
地域の特性	地域の結びつきがあり、共助の期待ができる。
時期による特性	猛暑のため、脱水症状に注意

4 避難者数（単位：人）				
地区名	〇〇地区			合計
避難者数（計）	〇〇			〇〇
うち要援護者数	〇〇			
うち外国人等の数	〇〇			
5 避難施設				
5-1 避難施設				
避難先地域	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
避難施設名	ふくとぴあ	カメラアホール	宮司コミセン	中央公民館
所在地	市内	市内	市内	市内
収容可能人数（人）	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
連絡先（電話等）				
連絡担当者				
その他の留意事項等				
5-2 一時集合場所				
一時集合場所名	〇〇センター	〇〇小学校		
所在地	〇〇地区	〇〇地区		
連絡先（電話等）				
連絡担当者				
その他の留意事項等				
6 避難手段				
輸送手段	鉄道 ・ <u>バス</u> ・ 船舶 ・ <u>徒歩</u> ・ その他（可能ならへり）			
輸送手段の詳細	種類（車種等）	バス		
	台数	〇〇		
	輸送可能人数	〇〇		
	連絡先			
輸送力の配分の考え方	ケアが必要な人から優先して輸送 自力での避難が厳しいものについては、へり等の活用も視野に入れ調整			
その他輸送手段	要援護者	へり、介護施設車両		
	その他（入院患者等）			
7 避難経路				
避難に使用する経路		主要な避難経路は国道〇〇号線		
交通規制	実施者の確認	福岡県警		
	規制にあたる人数	〇〇人程度		
	規制場所	住民を速やかに避難させるため、警察が主要な避難経路で交通規制を実施。		

警備体制	実施者の確認	福岡県警、陸上自衛隊			
	規制にあたる人数	〇〇人規模			
	規制場所	〇〇地区全域			
8 避難誘導方法					
8-1 避難（輸送）方法					
地区		〇〇地区	〇〇地区	〇〇地区	〇〇地区
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位	行政区			
	輸送手段	徒歩	徒歩	徒歩	徒歩
	避難先	A	B	C	D
	集合時間	指示後すぐ	指示後すぐ	指示後すぐ	指示後すぐ
	その他（誘導責任者等）				
避難施設への避難方法	誘導の実施単位	行政区			
	輸送手段	主にバス			
	避難経路	主に国道〇〇号線			
	避難先	ふくとぴあ	カメラiahonール	宮司コミセン	中央公民館
	避難完了予定日時	7月Y日15:00			
	その他（誘導責任者等）				
要援護者等の避難方法	誘導の実施単位	/			
	要援護者への支援事項	保健福祉班を編成 要配慮者の状況に応じた対応を実施			
	輸送手段	介護対応車両（施設所有車も含む）、バス、ヘリ			
	避難経路	主に国道〇〇号線			
	避難先	ふくとぴあ			
	避難開始日時	指示後すぐ			
	避難完了予定日時	7月Y日15:00			
8-2 職員の配置方法					
配置場所	避難先施設、一時集合場所				
人数	避難先施設には調整要員を含めて5名、一時集合場所には3名配置				
現地調整所	開設された場合2名配置				
8-3 残留者の確認方法					
確認者	職員・消防団員				
時期	避難指示後すぐ				
場所	要避難地域全域				
方法	広報車、防災行政無線、SNS				
措置	残留者に対し、避難するよう求める。				
終了予定日時	7月Y日13:00				
8-4 避難誘導時の食糧の支援・提供方法					

食事時期	避難日夕食から支給
食事場所	避難先施設
提供する食事の種類	市備蓄食料、事後現地調達による弁当、他自治体等からの受援
実施担当部署	総務班、市民班
8-5 追加情報の伝達方法	
9 避難時の留意事項（主に住民）	
自宅から避難する場合の留意事項	
基本事項	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者は、食料、貴重品、薬、パスポートや運転免許証等身分を証明するもの、最小限の着替えや日用品、非常持ち出し品等を携行する。 ・隣近所に声を掛け合い相互に助け合って避難する。
事態の特性	潜伏している武装工作員による発砲の恐れがある。
時期の特性	脱水症状に注意
一時集合場所での対応	
<ul style="list-style-type: none"> ・到着後は、区長等の下に集合する。 ・要配慮者は、保健福祉班が対応する。 	
10 誘導に際しての留意事項（職員）	
<p>（心得・安全確保・服装等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員は冷静沈着に規律ある態度であること。 ・名札等の着用により、職員（誘導員）であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求める。 	
11 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	防災行政無線、防災行政情報メール配信サービス、HP、広報車による伝達。
避難実施要領の伝達先	<ul style="list-style-type: none"> ・要避難地域住民 ・郷づくり推進協議会会長への電話連絡
職員間の連絡手段	緊急連絡網を用いた伝達
12 緊急時の連絡先	
福津市 国民保護対策本部	電話：0940-43-8107 FAX：0940-43-3168 e-mail: anzen@city.fukutsu.lg.jp

(4) 着上陸侵攻

ア 事案の特徴

一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。

船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。

航空機により侵攻部隊を投入する場合は、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすいと考えられる。

イ 留意点

国及び地方公共団体は、要避難地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことを前提に対処する必要がある。また、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国への侵攻する船舶等の方向等を勘案して、可能な限り武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことが重要である。

事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させる必要がある。

国及び地方公共団体は、大規模な住民避難が行われることに伴う混乱発生の防止に努める。

都道府県警察は、住民の避難に伴い、避難経路の確保と秩序だった避難のため、適宜交通規制を行うものとする。

国（内閣官房、国土交通省）及び地方公共団体は、可能な限り早期に広範な地域の住民を避難させる必要があることから、住民の避難のための輸送力（特に離島における航空・海上輸送力）の確保に努めるものとする。

着上陸侵攻は、広範囲な地域の避難が必要となること、また避難の必要がなくなるまでに長期間が必要となることから、様々な関係機関と綿密に調整した上で、大規模な住民避難を迅速に行うことができるよう想定する必要がある。

着上陸侵攻の兆候があり、市外（県外）へ避難させる場合

1 想定

X年Y月Z日、〇〇問題を発端に、国交悪化の一途をたどっていた某国と我が国は、外交交渉でもその問題の解決に至ることはできず、エスカレーションラダーが高まった状態で推移していた。情報機関より、某国〇〇港に揚陸艦等の艦艇群、車両、人員、装備品、また、その近傍の飛行場に航空機が集結しているとの情報が公開された。

2 国の状況

日本政府は、某国の動向を踏まえ、これを武力攻撃予測事態と判断し、直ちに武力攻撃事態対処法第9条に基づく対処基本方針を定めるとともに、武力攻撃事態等対策本部（以下、国対策本部）を設置。

国対策本部は、2～3か月以内に某国による大規模な着上陸侵攻があると予測し、自衛隊に事態対処の準備を指示するとともに、着上陸の想定箇所及びその後の侵攻経路と予測される県及び市町村に対し、国民保護対策本部の設置及び他県への避難措置を指示した。

3 福岡県の状況

福岡県は、今後の事態の推移によっては、侵攻経路に当たることが予想されるため、国対策本部より、国民保護対策本部の設置及び玄界灘に面している市町に対し、県内内陸部又は県外への避難措置準備を実施するように指示された。これに基づき、わが市では、事態の推移をみて、必要であれば速やかに**域外避難を実施**できるよう準備を行うよう指示した。

4 福津市の状況

福津市は、国対策本部より国民保護対策本部の設置及び県から事態の推移に応じ速やかに域外避難を行うことができる体制を整え、避難実施要領の作成に着手した。

5 状況の特徴

- ・ 事態の推移に応じた対応が必要。
- ・ 市外（県外）避難を必要とする。
- ・ 時間的な余裕があり、計画的な避難が可能。
- ・ 交戦状態に至る前に避難を行うため、国民保護措置に従事する者の安全が確保できる。

上記の状況想定を基に避難計画のひな型を作成する

避難実施要領

福津市長

〇年〇月〇日

1 避難の方針

福津市は、某国上陸部隊による着上陸作戦が行われる可能性があるため、〇月〇日〇時までに、(〇〇市または〇〇県)へ陸路にて、全市民を避難させる。

2 避難の大綱

(1) 避難対象地区

市内の全住民

(2) 避難先地域

〇〇県〇〇市、〇〇市、〇〇市

(3) 避難開始時期及び完了目標

ア 自家用車等で避難できる歩行困難者・・・〇年〇月〇日～〇年〇月〇日

イ 自力で避難できない歩行困難者・・・〇年〇月〇日～〇年〇月〇日

ウ 一般の住民の避難・・・〇年〇月〇日～〇年〇月〇日

(4) 避難のための交通手段

ア 自家用車で避難できる歩行困難な要支援者等・・・自家用車

イ 自力で避難できない歩行困難者等(病院、福祉施設入所者)・・・県、医療機関調達車両(県の計画による)

ウ 一般の市民

a 市民の移動・・・借り上げバス

b 〇〇市から〇〇県〇〇市、〇〇市までの移動・・・JR臨時便

c 〇〇市、〇〇市までの移動・・・借り上げバス

(5) 避難の経路

ア 自家用車等で避難できる歩行困難な要支援者等

a 経路

〇〇自動車道〇〇IC～〇〇IC～国道〇〇号～〇〇市避難所

b 自家用車両駐車場(〇〇市〇〇公園駐車場)

〇〇市〇〇公園駐車場を歩行困難な災害時要支援者用搬送車両の駐車場とし、各避難所へのシャトルバスを運行する。

運転者は、指定された避難所へ歩行困難な災害時要支援者を搬送後、〇〇県〇〇公園へ駐車し、シャトルバスを利用し避難所へ移動する。

イ 自力で避難できない歩行困難者（県との協議による）

a 経路

〇〇自動車道〇〇IC～〇〇IC～国道〇〇号～〇〇市〇〇病院、〇〇病院、〇〇避難所

ウ 一般の住民

地区ごとに陸路にて避難する。

地区名	避難先		経路
	〇〇市	陸路1	例 地区集合場所～輸送バス～JR〇〇駅～JR〇〇駅～ 〇〇県輸送バス～〇〇市各避難施設
	〇〇市	陸路2	
	〇〇市	陸路3	

(6) 避難スケジュール

項目	日時	対象者・地区等	備考
自治会説明会	〇月〇日～	1日当たり〇〇区ずつ実施	
先遣隊出発	〇月〇日 13:00 発	人員〇人（各市へ〇人ずつ）	公用車使用
第1次避難	〇月〇日 9:00 開始	・自力で避難できるもの ・自力で避難できない歩行困難者等	
第2次避難	〇月〇日～〇月〇日	陸路1：A地区、B地区 陸路2：C地区、D地区 市職員：誘導員含め〇〇名	
第3次避難	〇月〇日～〇月〇日	陸路2：A地区、B地区 陸路3：C地区、D地区 市職員：誘導員含め〇〇名	
第10次避難	〇月〇日	陸路2：A地区、B地区	

	～○月○ 日	陸路3：C地区、D地区 市職員：誘導員含め○○名	
最終護衛隊出 発	□月□日	人員○○○名	

(7) 交通規制等

ア ○○付近の規制

○月○日 8：00～ 避難誘導のため輸送バス以外車両乗り入れ禁止

イ ○○IC～国道○○号

○月○日 9：00～ 自衛隊・警察車両、避難誘導のための車両を優先

(8) 避難方法の調査・事前届出等

ア 避難者数・方法の調査、事前届出等

- a 自治会説明会后、避難者数・避難方法（歩行困難な災害時要支援者及びその支援者が自家用車等で避難する場合）についての調査書を全戸配布し、自治体ごとに取りまとめる。
- b 調査書には、世帯主、避難する者の氏名・生年月日、住所、安否確認時の情報提供の是非などについて、記入させる。
- c 指定日時以外の日時の避難を希望する者がいる場合は、その者の氏名、理由、避難を希望する日時を記入させる。
- d 歩行困難な災害時要支援者及びその支援者が自家用車等で避難する場合は、上記bの他、自家用車等で避難する者の氏名、理由、避難方法・時期、指定避難先への避難の是非、避難先の住所について記入させる。
- e 各郷づくり推進協議会は、地区ごとにまとめる。市担当者が各地区コミュニティセンターに回収に向かう。
- f 調査は、自治会区域の自治会未加入世帯についても行政嘱託員（自治会長等）が行う。

イ 事前届出等

- a 自家用車にて避難する者は、事前に所定の書式にて届出を行い、同時に通行許可を行う。
- b 事前届出、通行許可を行わない者については、通行規制の解除を認めない。
- c 事前届出・申請の機関：○月○日8：30～○月○日17：00まで

(9) その他

ア 避難時の携行可能荷物（自力で避難するものを除く）

一人で携行でき、座ったときに膝の上に乗せられるものまでとする。

3 避難住民の誘導

(1) 市民への周知

ア 全般的な避難実施要領の説明会の開催

地区ごとに区長等を招集し、本書に基づく全般的な避難実施要領の説明を実施する。

a 日時 : ○月○日～○月○日(○日間) 1日当たり○○か所実施。

b 場所 : 各地区コミュニティーセンター

c 説明対象 : 区長等

d 説明の体制 : 総務班の各所属班員を抽出再編し、全般説明班を16班編成する。

e 全般説明班の編成 : 主任以上の職員を長とし、主管以下職員2名を班員とした、3名体制

とする。

f 職員への説明会 : ○月○日○○時に実施する。

イ 避難の細部要領について住民説明会を実施する。

a 日時 : 各次避難日時の1週間前

b 場所 : 小学校体育館

c 説明対象 : 自力で避難できない住民

d 説明担当者 : 各地区の避難誘導担当員

e 説明内容 : 集合時間、集合場所、乗車要領、避難先地域及び避難施設、携行物品、携行荷物の制限など

(2) 避難誘導體制

ア 各自避難誘導隊の編成

各対策班より、職員を抽出・再編し、各次の避難ごと、避難誘導隊を編成して、避難住民を誘導する。

イ 運用

a 避難誘導隊(消防吏員を除く)は、各次避難住民の誘導に併せて、避難先自治体へ移動する。

b 消防団員は、最終避難次の誘導後、避難先自治体へ移動する。

(3) 避難誘導要領

ア 先遣隊の派遣

事前調整のため、受入先自治体に先遣隊を派遣する。

a 日時 :

b 経路 :

c 使用車両 :

イ 第1次避難

a 自家用車等で避難できる歩行困難な災害時要支援者など

- ・原則として市職員による誘導を行わない。
- ・混雑が予想される箇所では交通統制を実施。

b 病院、福祉施設の入所者等の避難

- ・原則として市職員による誘導は行わない。
- ・医療機関、福祉事業所ごとに、車両にて避難（県との協議により定める）
- ・車両調達の支援を行う。

ウ 第2次避難～最終次避難

事前調査に基づき、各地区の住民を、借り上げ輸送バス及び鉄道にて避難させる。

a 指定集合場所：各小学校グラウンド（基準）

b 受付・名簿確認：行政区毎に受付を行い、名簿確認を行う。

c 輸送バスの運用：1区当たり〇台を運用

e 添乗誘導：添乗誘導担当者は、誘導する避難者とともに乗車し、避難先自治体に引き継ぎ後、バスに乗車し、指定集合場所へ戻る。

f 避難誘導職員の避難：各次避難の最終日に、担当地区の避難完了を確認した後、輸送バスに乗車し、指定場所に集合完了し職員の点呼確認後、利用可能な交通手段にて、避難先自治体へ避難する。

エ 最終後衛隊

各部残余職員を取りまとめて、車両にて〇〇市役所へ移動する。

a 日時：〇月〇日 12:00 出発

b 経路：市庁舎～〇〇

c 使用車両：〇〇

(4) 避難者の支援

ア 飲食物の給与

a 給与内容

食糧2食分：支給可能なもの

飲料水：支給可能なもの

b 給与時期

各地区の指定集合場所での受付時

イ 救護体制

各次避難ごとに、救護班として保健師を派遣。

(5) その他

ア 輸送・運送車両

a 借り上げバス

・〇〇観光バス：台

・〇〇交通：台

・〇〇観光：台

3 様式集

例 1 : 屋内避難における避難実施要領の様式例

避 難 実 施 要 領	
〇〇市町村長 月 日 時 分現在	
屋 内 避 難	
1 都道府県からの避難の指示の内容	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	年 月 日 :
発生場所	
実行の主体	
事案の概要と被害状況	
今後の予測・影響と措置	
気象の状況	天候 : ____ 気温 ____℃ 風向 ____ 風速 ____ m/s
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	
避難先と避難誘導の方針	
避難開始日時	
避難完了予定日時	
2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	
連絡調整先	
3 事態の特性で留意すべき事項	
4 住民の行動（基本事項）	
屋内避難の指示を受けた場合の対応	
屋内にいる場合	
ドアや窓を全部閉め、換気扇を止める等、外気からできるだけ遮断されるようにする。 防災行政無線、テレビ、ラジオ等からの情報収集に努める。	
屋内にいない場合	
できる限り近隣の堅牢な建物、地下街等に避難する。	
5 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	
避難実施要領の伝達先	伝達先一覧表による。
6 緊急時の連絡先	
〇〇市町村 国民保護／緊急対処事態対策本部	電話 : FAX :

例 2 : 市域内避難および市域外避難における避難実施要領の様式例

避難実施要領				
				〇〇市町村長 月 日 時 分現在
市町村域内避難 及び 市町村域外避難				
1 都道府県からの避難の指示の内容				
2 事態の状況、関係機関の措置				
2-1 事態の状況				
発生時期	年 月 日 :			
発生場所				
実行の主体				
事案の概要と被害状況				
今後の予測・影響と措置				
気象の状況	天候 : ____ 気温 ____℃ 風向 ____ 風速 ____m/s			
2-2 避難住民の誘導の概要				
要避難地域				
避難先と避難誘導の方針				
避難開始日時				
避難完了予定日時				
2-3 関係機関の措置等				
措置の概要				
連絡調整先				
3 事態等の特性で留意すべき事項				
事態の特性 (除染の必要性等)				
地域の特性				
時期による特性				
4 避難者数 (単位 : 人)				
地区名				合計
避難者数 (計)				
うち要援護者数				
うち外国人等の数				
5 避難施設				
5-1 避難施設				
避難先地域				
避難施設名				
所在地				
収容可能人数 (人)				
連絡先 (電話等)				
連絡担当者				
その他の留意事項等				
5-2 一時集合場所				
一時集合場所名				

所在地				
連絡先（電話等）				
連絡担当者				
その他の留意事項等				
6 避難手段				
輸送手段	鉄道 ・ バス ・ 船舶 ・ 徒歩 ・ その他 ()			
輸送手段の詳細	種類（車種等）			
	台数			
	輸送可能人数			
	連絡先			
輸送力の配分の考え方				
その他輸送手段	要援護者			
	その他（入院患者等）			
7 避難経路				
避難に使用する経路				
交通規制	実施者の確認			
	規制にあたる人数			
	規制場所			
警備体制	実施者の確認			
	規制にあたる人数			
	規制場所			
8 避難誘導方法				
8-1 避難（輸送）方法				
地区				
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位			
	輸送手段			
	避難先			
	集合時間			
	その他（誘導責任者等）			
避難施設への避難方法	誘導の実施単位			
	輸送手段			
	避難経路			
	避難先			
	避難完了予定日時 その他（誘導責任者等）			
要援護者等の避難方法	誘導の実施単位			
	要援護者への支援事項			
	輸送手段			
	避難経路			
	避難先 避難開始日時			

	避難完了予定日時			
8-2 職員の配置方法				
配置場所				
人数				
現地調整所				
8-3 残留者の確認方法				
確認者				
時期				
場所				
方法				
措置				
終了予定日時				
8-4 避難誘導時の食糧の支援・提供方法				
食事時期				
食事場所				
提供する食事の種類				
実施担当部署				
8-5 追加情報の伝達方法				
9 避難時の留意事項（主に住民）				
自宅から避難する場合の留意事項				
	基本事項			
	事態の特性			
	時期の特性			
一時集合場所での対応				
10 誘導に際しての留意事項（職員）				
（心得・安全確保・服装等）				
11 情報伝達				
避難実施要領の住民への伝達方法				
避難実施要領の伝達先				
職員間の連絡手段				
12 緊急時の連絡先				
〇〇市町村 国民保護／緊急対応事態対策本部	電話：			
	FAX：			

例 3 : 最小限の項目に限った避難実施要領の様式例

避 難 実 施 要 領			
			〇〇市町村長 〇月〇日〇時〇分現在
1 警報の内容			
(事態の現状及び予測、住民等に周知すべき事項)			
2 避難の指示			
(要避難地域、避難先地域、関係機関が講ずべき措置の概要、避難の方法等)			
3 避難の方法に関する事項 (法第 61 条第 2 項第 1 号)			
要避難地域			
要避難者数			
うち要援護者数			
避難先地域			
一時集合場所及び集合方法			
集合時間			
避難経路			
避難手段			
避難開始日時			
4 避難の実施に関し必要な事項 (法第 61 条第 2 項第 3 号)			
避難施設	名称		
	所在地		
	連絡先		
避難に当たっての留意事項		(携行品・服装等・避難誘導中の食料等の支援)	
追加情報の伝達方法			
5 避難住民の誘導に関する事項 (法第 61 条第 2 項 2 号)			
職員の配置場所・人数			
職員間の連絡方法			
要援護者の避難誘導方針			
残留者の確認方法			
6 緊急時の連絡先			
〇〇市町村 国民保護／緊急対処事態対策本部		電話： FAX：	